

国公私第 2018-2 号
2018 年 12 月 13 日

内閣府特命担当大臣
茂木敏充 殿

【声明】

書籍・雑誌等の学術情報資料に対する消費税軽減税率の適用を要望します

国公私立大学図書館協力委員会委員長
早稲田大学図書館長
深澤 良彰

科学技術立国を目指すわが国にとって、大学における研究・教育力の強化は国の将来そのものを左右する重要な課題です。これら大学の研究・教育活動において、学術研究の成果が掲載された学術図書、学術雑誌等の学術情報資料は不可欠であり、安定的かつ持続的な整備が必要です。

そのため、書籍・雑誌等の学術情報資料にかかる消費税については、軽減税率の適用を強く要望いたします。

大学の研究・教育活動を行う上で、学術図書や学術雑誌等による関連研究動向の網羅的な確認は必要不可欠です。大学図書館は、これらの学術情報資料を収集・提供することによって、研究・教育活動や学生の自学自習を支えてまいりました。

近年、研究活動の国際競争が激しくなる中、電子ジャーナルや電子書籍などの電子媒体が学術情報資料の主流となりつつあり、それとともに、学術論文を典型とする学術情報の量が急激に増加し続けております。主な流通媒体である海外の電子ジャーナルは年々大幅な価格上昇を続けており、これに対して大学図書館は、大学内での購入財源の確保に努めるとともに、コンソーシアムを組織して出版社と直接交渉を行うことによって価格上昇幅の抑制を図り、学術情報資料の整備を行ってまいりました。

しかし、平成 27 年度以降、海外から配信される学術情報資料も消費税の課税対象になったことに加え、来年予定されている消費税率の引き上げにより、国内の図書・雑誌等を含む内外の学術情報資料について、その安定的収集が困難な状況となっております。

このような状況は、研究者の研究基盤を縮小させ、諸外国との学術情報格差を生み、学生の学習機会を減少させるものであり、わが国の研究・教育活動の後退を招くものと危惧されます。そのような事態を阻止するためにも、新聞のみならず、書籍、雑誌等も含めた学術情報資料に対する軽減税率の適用を強く要望いたします。

以上